

ディーゼル車規制のあらまし

東京都 環境局

自動車公害対策部長

高橋 英次

かつての東京の風景



1960年代～1970年代



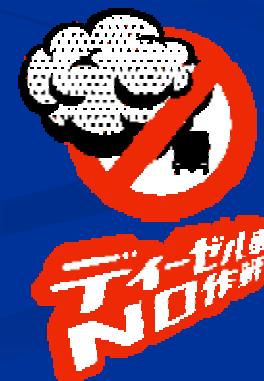
かつての東京の風景



1980年代
～1990年代

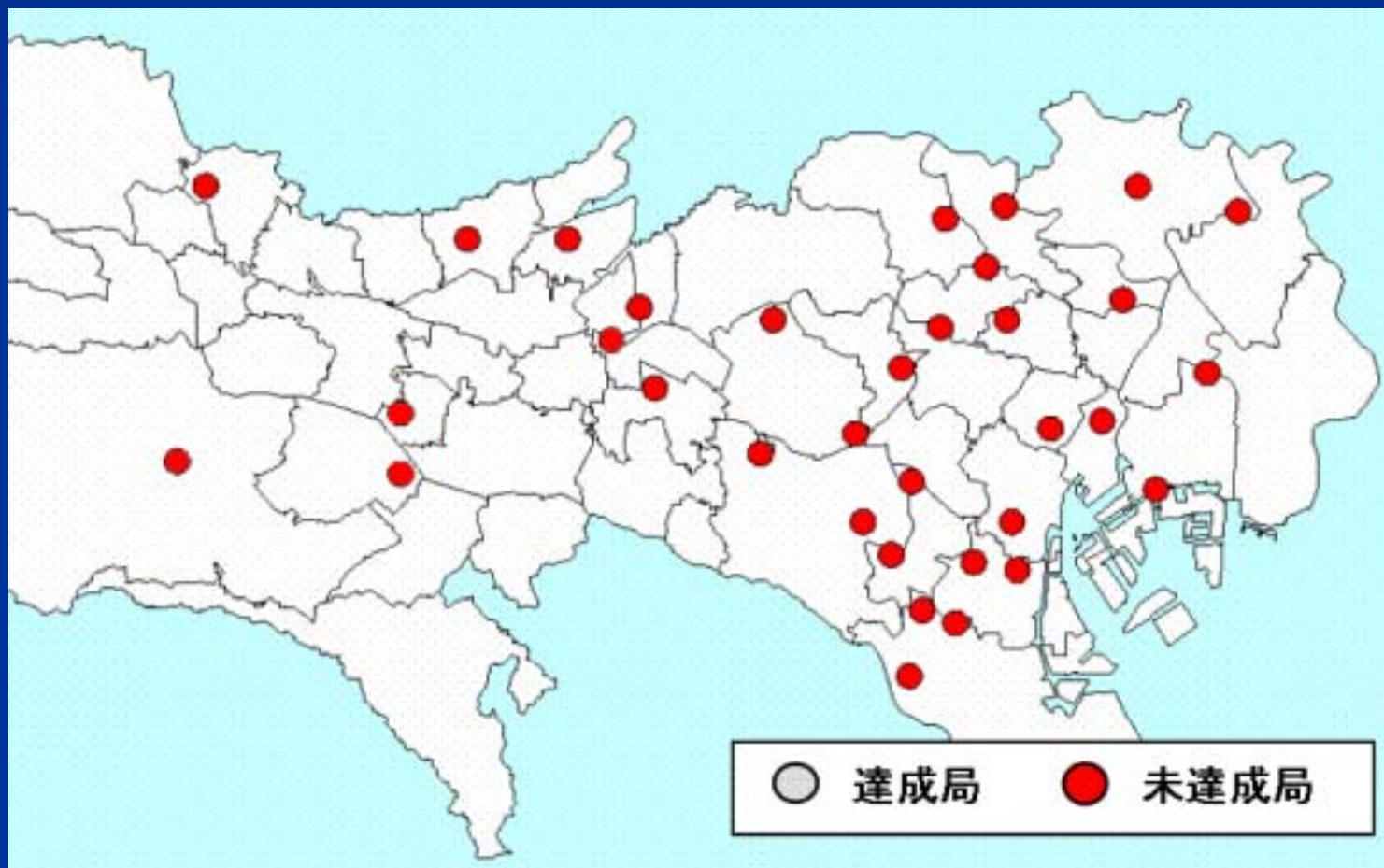


平成11(1999)年8月 “ディーゼル車NO作戦” 開始



浮遊粒子状物質 (SPM) の大気濃度

平成14(2002)年度



浮遊粒子状物質 (SPM) の大気濃度

平成17(2005)年度



本日の東京 2011



【取り組み 1】

条例によるディーゼル車の走行規制

- 2003年10月1日から、独自に知事が設定した排出ガス基準を満たさないディーゼル車に対する走行規制を開始
- 首都圏を構成する隣県（埼玉、千葉、神奈川）も、都の働きかけに応え、同じ内容の規制を同時に開始

首都圏は3400万人の人口を有する我が国の中枢を対象に、

- ・ 国の規制ではなく、複数の地方自治体が協力、
- ・ 使用過程にある自動車も対象に走行を規制したことは、初めて

【条例による規制の概要】

規制開始	平成15(2003)年10月1日
対象物質	ディーゼル車から排出される粒子状物質(PM)
対象地域	東京都全域(ただし島しょを除く)
規制内容	知事が定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の走行の禁止
対象車両	トラック、バス、特種自動車(冷蔵車など) ※ 乗用車は除く
猶予期間	新車登録から7年間
指定装置	知事が指定する粒子状物質減少装置(酸化触媒など)を装着した車両は、基準に適合していると見なす
罰 則	規制違反車には、運行禁止命令。更に従わない場合には、最高50万円の罰金

規制の実現のために 1



● 徹底的な広報・普及キャンペーン

● ディーゼル車を使う事業者や荷主となる事業者への条例遵守を求める働きかけ

- * 自動車20台以上を使用する都内約3800社への立ち入り指導
- * 都内ディーゼル車所有者に、延べ550万通のダイレクトメールの送付
- * 全国の100の荷主団体への訪問
- * 全国の手企業2000社への規制対応状況のアンケート
- * 上に加え、写真のように、路上や物流拠点での取締の実施：延べ300箇所

規制の実現のために 2

●規制適合車のステッカー

首都圏を構成する4つの都県、4大都市（横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）が共同で作成



●中小企業に対する、車両買換、装置装着に対する支援制度

- ・ 新車購入時に、都が融資あっせんし利子等の一部を補助
- ・ 装置装着に必要な費用の半額を都が補助
- ・ 隣県を始めとする全国の自治体、事業者団体に対し、さまざまな支援制度の実施を要請

【取り組み 2】

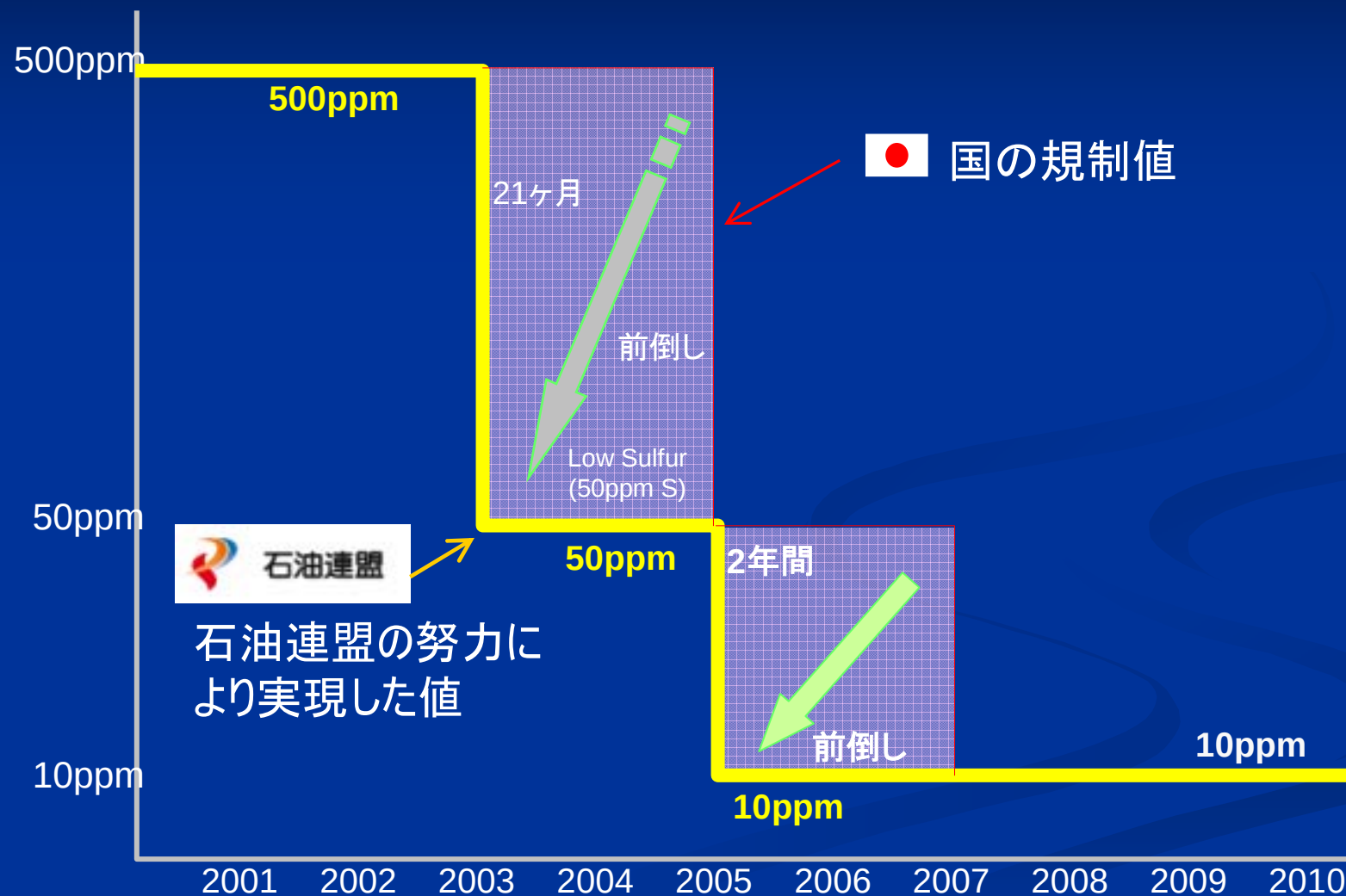
石油連盟による低硫黄軽油の早期供給の実現

- ディーゼル車の排出ガス浄化には、高性能な後処理装置に加え、低硫黄軽油(50ppm以下)の使用が必要不可欠

しかし、平成11(1999)年のディーゼル車NO作戦開始時点では、国は、軽油の低硫黄化に関する目標年次すら、決めていなかった。

- 日本石油連盟は、都の要請に応え、首都圏でのディーゼル車規制開始の半年前、2003年4月から、全国での低硫黄軽油の供給を開始

石油連盟による超低硫黄軽油の早期供給



【取り組み 3】

粒子状物質減少装置の実用化と大量普及

- 使用中の古いディーゼル車の排出ガスを浄化するためには、粒子状物質を減少させる後付装置の実用化が不可欠
 - ⇒ 我が国での開発は遅れていた
- 低硫黄軽油の供給開始
 - + 都が90年代から実施していた後付装置の開発・研究
 - ⇒ 条例規制の開始までに、
高性能な装置の利用が可能に



● 東京青空フォーラム第1回
「シンポジウム
-微粒子除去フィルター開発の最前線-」

平成12(2000)年3月 夜6時30分～9時
於 第1本庁舎5階「大会議場」

- 高性能な粒子状物質減少装置を
大量生産し、販売するすべての
ディーゼルトラックに装着することを発表
(世界初)

平成14(2002)年10月
(日野自動車)



規制開始後の都民からの声

- 毎日の洗濯のたび、物干し竿とベランダの手すりを拭くと雑巾が墨のように真っ黒になっていたが、規制のおかげで黒さが減った。
- 配達の仕事でバイクにのって走った後、顔をこすると指先が真っ黒になることがしばしばあったが、最近はほとんどなくなった。
- フィルターを通して外気を室内に取り込んでいるが、フィルターの寿命が規制前は1ヶ月で洗浄・交換が必要だったが、規制後は2～3ヶ月は保っている。
- ぼくのいのちをたすけてくれてありがとう。これからもお願いします。(子供は呼吸器の障害を持っています。ありがとうございました。皆様これからも、徹底して頑張ってください。)

ぼくのいのちを
助けてくれて
ありがとう。
これからも、おねがい
します。

子供は、呼吸器の障害を持っています。
ありがとうございました。皆様これ
からも、徹底して頑張ってください。

取り締まりのようす

路上・物流施設



車検証・装置装着証を確認

自動車Gメンによる
観光地駐車場取締り

固定カメラ



高速道路に設置した
カメラによる取締り

移動カメラ



移動カメラ(昼間・夜間)による取締り

通報 黒煙等

黒煙
110番



都民等からの電話・メール等による通報

今後とも先駆的な環境行政を展開していく

ご静聴ありがとうございました
東京都環境局

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>